

## がん診療連携拠点病院等の指定更新について

### 1 がん診療連携拠点病院について

- ・ がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道府県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療や緩和ケアの提供、地域のがん診療を担う医療機関との連携、がん患者に対する相談支援や情報提供など、質の高いがん医療を提供する役割を担っている。
- ・ がん医療の更なる充実のため、平成 30 年 7 月 31 日に新たな「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」が定められ、指定要件が強化された。

### 2 がん診療連携拠点病院等の種類

#### (1) がん診療連携拠点病院

- ア 都道府県がん診療連携拠点病院：都道府県に1カ所
- イ 地域がん診療連携拠点病院（高度型）《新設》：同一のがんの医療圏※に1カ所
- ウ 地域がん診療連携拠点病院：がんの医療圏※に原則1カ所
- エ 地域がん診療連携拠点病院（特例型）《新設》

：指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

- (2) 特定領域拠点病院：特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する病院
- (3) 地域がん診療病院：隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定する。

※がんの医療圏：都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏のことをいう。

神奈川県では、2次医療圏と一致している。

### 3 現在のがん診療連携拠点病院等の指定状況について

【別紙1】参照

### 4 今回の指定更新の指定要件充足状況について

【別紙2】 【別紙3】参照

### 5 今回の指定更新の推薦について（案）

【別紙4】参照

- (1) 平成30年9月1日時点ですべての指定要件を満たしている病院
- (2) 指定要件を満たしていないが、猶予が認められるための条件を満たしている病院
- (3) 今回の整備指針において新たに追加、あるいは強化された指定要件について、平成30年9月1日時点では指定要件を満たしていないが、平成31年4月1日までには、指定要件を満たすことを明言した病院

## 6 指定更新までのスケジュール（案）

月 日	内 容
平成30年12月17日	がん対策推進審議会において、指定更新推薦の可否について審議
平成30年12月中	厚生労働省に指定更新推薦書提出
平成31年2月頃	厚生労働省「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」の開催、指定更新の可否の決定
平成31年4月1日	指定更新

満たしていない指定要件の例

- (1) 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の配置  
(常勤でない場合は、1年猶予あり)
- (2) 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の配置  
(常勤でない場合は、1年猶予あり)
  
- (3) 医療安全管理者（部門長の医師、専従の看護師、専任の薬剤師）の配置
- (4) 医療安全管理者3人すべてが研修を受講  
(1人以上受講している場合1年猶予あり)